

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 10 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

なお、本改正による運用変更についてはシステム改修が必要となる場合があること等を踏まえ、令和 9 年 4 月 1 日までを目処としてご対応いただくようお願い申し上げます。

【主な改正点】

- 障害児が就労選択支援を利用する場合における支給決定の取扱いの明確化